令和６年度　大東市教育委員会
２月　定　例　会　議　事　録

１．開催年月日
令和７年２月４日（火）　午前１０時００分～午前１１時０５分

２．開催場所
大東市教育委員会会議室

３．出席者（４名）

・教育長	岡本　功
・教育長職務代理者	太田　忠雄
・教育委員	齊藤　めぐみ
・教育委員	中野　健一郎

４．出席説明員（１６名）

・教育総務部長兼教育企画室長	北本　賢一
・学校教育政策部長	渡邊　良
・教育総務部総括次長兼学校管理課長	芦田　雄一
・教育総務部次長兼教育総務課長	杉谷　明子
・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長	村島　正浩
・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長	前島　康浩
・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長	青木　浩之
・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長	有東　良博
・教育総務部家庭・地域教育課長	長町　幸一
・学校教育政策部教職員課長	泉谷　匡俊
・学校教育政策部ＩＣＴ教育戦略課長	川阪　栄介
・学校教育政策部課長兼教育研究所長	浅井　裕子
・学校教育政策部ＩＣＴ教育戦略課参事	山本　和人
・産業・文化部生涯学習課長	家村　幸一
・産業・文化部スポーツ振興課長	松本　茂之
・教育総務部教育総務課課長補佐	西村　公江

５．傍聴者　　３名

６．議事日程

日　程　第　１　　議事録署名委員の指名について

日　程　第　２　　教育長の報告

日　程　第　３　　教委報告第２号
教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更に係る
市長への協議に関する臨時代理の報告について

日　程　第　４　　教委議案第５号
大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する
規則の一部を改正する規則について

日　程　第　５　　教委議案第６号
大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する
規則について

日　程　第　６　　教委議案第７号
大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の
一部を改正する規則について

日　程　第　７　　教委議案第８号
大東市立諸福幼稚園の今後の方針について

日　程　第　８　　教委議案第９号
「だいとう教育ビジョン２０２５」の策定について

日　程　第　９　　教委議案第１０号
令和７年度大東市立小学校及び中学校の管理職人事について

日　程　第　１０　一般業務報告

７．教育長の報告　資料

令和7年2月4日

令和７年　　１月　　教育長報告　資料

日	曜	教育長活動予定 （太字:教育長･教育委員出席）	備考
1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月	年頭挨拶、経営会議	仕事初め
7	火		
8	水		
9	木		
10	金	教育に関する特別委員会	
11	土		
12	日	出初式	
13	月	**「成人の日」記念式典**	
14	火	**総合教育会議、教育委員会定例会**	
15	水	校園長会	
16	木	幹部会議、市町村教育委員会研究協議会（オンライン）	
17	金	大東青年会議所総会	
18	土		
19	日	大東市こども会駅伝選手権大会、大東市スポーツ少年団新年交歓会	
20	月		
21	火	経営会議、北河内地区教育長協議会	
22	水	本会議、感謝状贈呈式、大東･四條畷地区保護司会新年互礼会	
23	木	教頭･主任会	
24	金	大阪府都市教育長協議会定例会、「大阪府公立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）」説明会	
25	土	家庭教育講演会	
26	日		
27	月	大阪府スポーツ推進審議会、大阪府市町村教育委員会研修会	
28	火		
29	水		
30	木		
31	金	諸福小長寿命化改良工事現地視察等、議場会議（谷川中）	

≪備考≫
変更となる場合があります。

令和7年2月4日

令和７年　　２月

教育長報告　資料

日	曜	教育長活動予定 （太字:教育長･教育委員出席）	備考
1	土	北河内薬剤師会新年互礼会	
2	日		
3	月	農産物品評会表彰式	
4	火	**教育委員会定例会**	
5	水	(仮称)ほうじょう学園地域説明会	
6	木	校園長会	
7	金	大阪府都市教育長協議会定例会	
8	土	大東市文化協会創立40周年記念祝賀会	
9	日	(仮称)ほうじょう学園地域説明会	
10	月		
11	火	*建国記念の日*	
12	水		
13	木	教頭･主任会	
14	金		
15	土		
16	日		
17	月	幹部会議、総合計画･総合戦略推進本部会議	
18	火	市町村教育委員会教育長会議	
19	水		
20	木		
21	金	来年度予算記者発表、生徒会との交流会(住道中)	
22	土	大東市退職校長会	
23	日	*天皇誕生日*	
24	月	*振替休日*	
25	火	本会議、予算決算委員会(前期全体会)	
26	水		
27	木		
28	金		

≪備考≫
変更となる場合があります。

令和7年2月4日

令和７年　　３月

教育長報告　資料

日	曜	教育長活動予定 （太字:教育長･教育委員出席）	備考
1	土		
2	日	本会議（日曜議会）	
3	月		
4	火	校園長会、未来づくり委員会・予算決算委員会（未来づくり分科会）	
5	水	未来づくり委員会・予算決算委員会（未来づくり分科会）	
6	木	未来づくり委員会・予算決算委員会（未来づくり分科会）	
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	教頭・主任会	
12	水		
13	木		
14	金	**中学校卒業式**	
15	土		
16	日		
17	月	**幼稚園卒園式**	
18	火	**小学校卒業式**、予算決算委員会（後期全体会）	
19	水	本会議	
20	木	*春分の日*	
21	金	本会議	
22	土		
23	日		
24	月	本会議	
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月		

≪備考≫
変更となる場合があります。

８．議案書

教委報告第２号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更に係る市長への
協議に関する臨時代理の報告について

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更に係る市長への協議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項の規定により、令和７年１月８日に当該協議の決定を臨時代理したので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求める。

令和７年２月４日提出

大東市教育委員会
教育長　岡　本　　功

理　　由

教育委員会の権限に属する事務の補助執行内容の変更に係る規則改正を行うにあたり、当該補助執行の変更に係る市長との協議を早急に行う必要があったため。

大東教委総第 2510 号
令和７年　１月　８日

大東市長　逢坂　伸子　様

大東市教育委員会教育長　岡本　功
（公印省略）

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更について（協議）

貴職への補助執行の変更について、地方自治法第１８０条の７の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

１．補助執行を変更する事務及び変更内容

産業・文化部に属する職員に補助執行させる事務のうち、

（１）休日等において市立小学校のプールを児童、地域住民等に開放する事業を廃止すること

（２）休日等において市立小学校の運動場を児童、地域住民等に開放する事業において、市立小学校の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日における開放時間を延長（午後５時まで→午後９時まで）すること

（３）大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則（平成 29 年教委規則第 14 号）に定める夜間開放事業に関して、各種様式の改正を行うこと

２．変更する理由

当該補助執行の内容について、公共施設予約システムでの対応に変更することに伴い、運用方法の変更が必要となったため

大東生涯第 2740 号
令和７年１月１４日

大東市教育委員会
　教育長　岡本　功　様

大東市長　逢坂　伸子
（公印省略）

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更について（回答）

令和７年１月８日付け大東教委総第 2510 号で協議依頼のありました標記について、当該変更を承認します。

教委議案第５号

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を
改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定に基づき、大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和７年２月４日提出

大東市教育委員会
教育長　岡　本　　功

理　　由

公共施設予約システムのリプレイスにおいて、当該補助執行の内容についてシステムにて対応とすることになったことに伴い、運用方法の変更が必要となったため。

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（案）

令和　　年　　月　　日

教 委 規 則 第　　号

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成２６年教委規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表中「及びプール」を削り、「午後５時」を「午後９時」に改める。

附　則

この規則は、令和７年３月１日から施行する。

○大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成２６年３月２６日

教委規則第４号

（目的）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の７の規定に基づき、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を大東市長（以下「市長」という。）の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助執行）

第２条　委員会は、その権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。

（専決等）

第３条　前条の規定により市長の補助機関である職員に補助執行させる事務の処理に係る専決、代決等については、大東市教育委員会事務局事務決裁規程（平成３年教委庁達第１号）の規定を準用するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（大東市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

２　大東市教育委員会事務局組織規則（平成１８年教委規則第６号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大東市教育委員会公印規則の一部改正）

３　大東市教育委員会公印規則（平成９年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成３１年教委規則第４号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年教委規則第４号）

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年教委規則第５号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

補助執行に係る事務	補助執行させる職員
児童生徒に係る転入学申請の受付及び転入学通知の作成交付に関すること。	市民生活部に属する職員
市立幼稚園の幼児の定員及び入退園に関すること。	福祉・子ども部に属する職員
市立幼稚園の園児の健康診断及び疾病の予防に関すること。	
市立幼稚園の園児の災害共済給付に関すること。	
市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。	
市立幼稚園の学校保健会との連絡調整に関すること。	
市立幼稚園の施設に関すること。	
認定こども園に関すること。	
社会教育に関する施策（家庭教育の支援及び放課後子ども教室に係るものを除く。）の企画、立案及び推進に関すること。	産業・文化部に属する職員
社会教育委員に関すること。	
社会教育団体（大東市PTA協議会を除く。）に関すること。	
市立図書館の管理に関すること。	
市立小学校の運動場~~及びプール~~をスポーツを通じた児童の健全育成及び安全な遊び場の確保を図るために児童、地域住民等に開放する事業（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに市立小学校の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の午前９時から午後~~5~~ ９時までの間において実施するも	

のに限る。）の実施に関すること。	
大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則（平成２９年教委規則第１４号）に定める夜間開放事業の実施に関すること。	

教委議案第６号

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定に基づき、大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和７年２月４日提出

大東市教育委員会
教育長　岡　本　　功

理　　由

公共施設予約システムが変更することに伴い、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則が改正されることにより、当該規則も一部改正を行う必要があるため。

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則（案）

令和　　年　　月　　日

教 委 規 則 第　　号

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則（平成２９年教委規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「１月７日から１２月２６日まで」を「１月４日から１２月２８日まで」に改める。

第４条第１項中「、あらかじめ当該学校長の承認を経て」を削り、「学校施設使用許可申請書を委員会に提出しなければ」を「大東市公共施設使用許可申請書により委員会に申請しなければ」に改め、同条第２項中「申請」を「規定による申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）」に改め、同条第３項ただし書中「予約の申込み期間を変更することができる」を「この限りでない」に改める。

第５条第１項中「又は第５項の申請があった場合」を「の規定による申請があったとき」に、「学校施設使用許可書を当該申請した者に交付する」を「大東市公共施設使用許可決定通知書により当該申請をした者に通知する」に改め、「条例施行規則様式第３号に規定する施設使用許可通知書により」を削り、同条に次の１項を加える。

３　第１項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用する際に大東市公共施設使用許可決定通知書を提示しなければならない。

第７条第１項中「第５条第１項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

第８条第３項中「第５条で交付した学校施設使用許可書に領収印を押印する」を「条例施行規則様式第７号に規定する領収書を交付する」に改める。

第１０条の見出し並びに同条第１項及び第１１条第２項各号列記以外の部分並びに第４号中「順守」を「遵守」に改める。

第１２条第１項中「行わせる」を「行わせるもの」に改める。

第１５条中「第３号」を「第３号まで」に、「半年」を「６か月」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に、「順守」を「遵守」に、「半年間」を「６か月間」

に、「押さえる」を「抑える」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

○大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則

平成２９年７月３日

教委規則第１４号

（目的）

第１条　この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例（昭和６２年条例第１０号。以下「条例」という。）の規定により施行するもののうち、夜間照明設備を用いて中学校の運動場を市民に開放する事業（以下「夜間開放事業」という。）の実施について、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和６２年教委規則第２号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施場所及び期間）

第２条　夜間開放事業を実施する場所は、大東市立住道中学校、大東市立四条中学校及び大東市立深野中学校（以下「学校」という。）の運動場とする。

２　夜間開放事業を実施する期間等は、~~１月７日から１２月２６日~~１月４日から１２月２８日までの間における午後７時から午後９時までの時間帯とし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、当該期間内において夜間開放事業を実施しない日を設けることができる。

（対象等）

第３条　夜間開放事業の対象となる者は、おおむね本市に在住、在勤又は在学する者で構成され、第１０条に規定する使用者の遵守すべき事項について、責任をもって遂行できる者が代表者である団体とする。

２　夜間開放事業の対象となる団体が行うことができる種目は次のとおりとする。

(1)　サッカー

(2)　ラグビー

(3)　ソフトボール

(4)　前３号に掲げるもののほか、委員会が認めた種目

（使用の申請）

第４条　条例第２条の規定により夜間開放事業による学校の運動場の使用の許可を受けようとする者は~~、あらかじめ当該学校長の承認を経て~~、条例施行規則様式第１号に規定する~~学校施設使用許可申請書~~大東市公共施設使用許可申請書~~を~~により委員会に~~提出~~申請し

なければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

２　前項の規定による申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）は、使用日の属する月の前月の初日から行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

３　事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（令和３年規則第２９号。以下「予約システム規則」という。）第４条第２項に規定する予約システムの利用の登録の決定を受けた者は、予約システム規則第１条に規定する予約システムにより、前項に規定する申請することができる日の初日（以下この項及び第５項において「申請可能日」という。）から申請可能日の属する月の６日までの間において、夜間開放事業による運動場の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、~~予約の申込み期間を変更することができる~~この限りでない。

４　抽選等の選考を経て、予約システム規則第８条第２項の規定による予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の１４日までに、第１項の規定による使用の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の申請書の提出とみなすものとする。

５　申請可能日から起算して１４日を経過した日以後において、第１項の規定による申請が行われていないときは、委員会の窓口において同項の規定による申請その他の手続をすることができる。

（使用の許可）

第５条　委員会は、前条第１項~~又は第５項~~の規定による申請があった~~場合~~ときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、条例施行規則様式第２号に規定する~~学校施設使用許可書~~大東市公共施設使用許可決定通知書~~を~~により当該申請をした者に~~交付~~通知するとともに、その旨を~~条例施行規則様式第３号に規定する施設使用許可通知書により~~学校長に通知するものとする。

２　前項の場合において、許可しない場合は、その理由について当該申請をした者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用する際に大東市公共施設使用許可決定通知書を提示しなければならない。

（使用の制限）

第６条　夜間開放事業による同一運動場の使用は、原則として１団体につき１週間当たり１回とする。ただし、第４条第５項に規定する申請の場合は、この限りでない。

（使用日等の変更及び使用の取消し）

第７条　~~第５条第１項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）~~使用者は、夜間開放事業による運動場の使用日等を変更しようとするときは、当該使用の許可を取り消し、改めて使用の許可を得なければならない。

２　使用者は、夜間開放事業による運動場の使用の申請を取り消そうとするときは、委員会に口頭その他の方法で届け出なければならない。

（使用の手続）

第８条　使用者は、条例別表第２に規定する夜間照明設備に係る使用料の納付と引き換えに夜間照明設備を稼働させるために用いるコイン又は利用者番号を受け取るものとする。

２　前項のコイン又は利用者番号を受け取った者は、これらにより夜間照明設備を稼働させるものとする。

３　委員会は、第１項の使用料を収納したときは、~~第５条で交付した学校施設使用許可書に領収印を押印する~~条例施行規則様式第７号に規定する領収書を交付するものとする。

（使用料の還付等）

第９条　夜間照明設備に係る使用料については、還付及び減免は行わない。

２　夜間照明設備を使用しなかった者は、以後において夜間開放事業による運動場の使用を許可されたときに、前条第１項のコイン又は利用者番号を使用することができる。

（使用者の~~順守~~遵守事項等）

第１０条　使用者は、次に掲げる事項を~~順守~~遵守しなければならない。

(1)　校内で喫煙、火気の使用及び飲酒をしないこと。

(2)　校内に危険性を伴う設備及び物品（以下「設備等」という。）を持ち込まないこと。

(3)　校内に持ち込んだ設備等及びごみ類を持ち帰り、物品庫等を放置しないこと。

(4)　使用目的以外の学校の施設及び設備等を使用しないこと並びにこれらを持ち出し、及び傷つけないこと。

(5)　運動場の使用後は清掃する等積極的に美化活動を行い、午後９時までに使用者の

全員が校内から退去すること。

(6)　車両（自動二輪、原動機付自転車及び自転車を含む。）は、指定された区域に整理して駐車し、指定された区域以外に入れないこと。

(7)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。

(8)　大きな音を発する等周辺住民に迷惑のかかることは慎むこと。

(9)　雨天等で運動場がぬかるんでいる場合は使用しないこと。

(10)　許可なく物品の販売、金品の寄附募集行為をしないこと。

(11)　係員及び委員会の指示に従うこと。

(12)　前各号に掲げるもののほか、管理上支障のある行為をしないこと。

２　使用者は、学校の施設及び設備等を破損、汚損又は滅失したときは、破損届を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。

（使用の特例等）

第１１条　第３条第２項（第４号の規定を除く。）の規定にかかわらず、大東市立四条中学校にあっては軟式野球、大東市立深野中学校にあっては軟式野球及び硬式野球について、練習に限り、夜間開放事業による運動場の使用をすることができる。

２　前項の規定により、軟式野球又は硬式野球の練習のため夜間開放事業による運動場の使用をする使用者は、前条第１項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項（第４号に掲げる事項にあっては、硬式野球の練習のため使用する場合に限る。）を~~順守~~遵守しなければならない。

(1)　ボールがフェンスの外に出る可能性の高い行為を行わないこと。

(2)　木製バットを使用する等、打球音を押さえる措置を講じること。

(3)　監督者又は責任者を常駐させ、学校の内外における安全対策に万全を期すること。

(4)　当該年度における初めての使用日までに、前条第１項各号及び第１号から前号までに掲げる事項を~~順守~~遵守する旨の誓約書（別記様式）を委員会に提出すること。

（原状回復等）

第１２条　委員会は、使用者の故意又は重大な過失により、学校の施設及び設備等を破損、汚損又は滅失させたときは、使用者の責任をもって原状回復又は損害の賠償を行わせるものとする。

２　前項に規定する場合において、使用者が損害賠償の義務を果たさないとき及び使用者

の責任によらない理由により学校の施設及び設備等を破損、汚損又は滅失させたときは、委員会が原状回復又は費用弁償を行うものとする。

（第三者に対する損害）

第１３条　委員会は、使用者が第三者に損害を与えたときは、双方の調整を図るものとし、使用者は損害を賠償の上、責任をもって当該事案の解決を図るものとする。

（苦情処理）

第１４条　委員会は、夜間開放事業に係る苦情があったときは、当該苦情に対する窓口となって対応するものとする。

（使用の制限）

第１５条　委員会は、第１１条第１項の規定により軟式野球又は硬式野球の練習での夜間開放事業による運動場の使用を認められた使用者が、第１０条第１項各号及び第１１条第２項第１号から第３号までに掲げる事項に反して学校を使用したことが判明した場合は、~~半年~~６か月以下の期限を定めて、次の各号に掲げる当該使用者が行った手続等に対し、当該各号に定める取扱いを行うことができる。

(1)　第４条第１項の規定による夜間開放事業による運動場の使用の許可の申請であって、第５条第１項の規定による使用の許可がされていないもの　不許可

(2)　第４条第３項の規定による夜間開放事業による運動場の使用の許可の申請の予約であって、同条第４項の規定による使用の許可の申請が行われていないもの　無効

(3)　第５条第１項の規定により行った夜間開放事業による運動場の使用の許可であって、未だ使用日が到来していないもの　取消し

（学校の責務）

第１６条　学校は、夜間開放事業を円滑に実施できる環境を整えるほか、夜間開放事業の実施に関する責任は、負わないものとする。

（委任）

第１７条　この規則に定めるもののほか、夜間開放事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２９年９月１日から施行する。

（大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部改正）

２　大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和６２年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成３１年教委規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に夜間開放事業による運動場の使用をする場合であって、この規則の公布の日以後に当該使用に係る許可を受けたものについて適用する。

附　則（令和３年教委規則第６号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年教委規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式（第１１条関係）

誓　　約　　書

（あて先）→（宛先）

年　　月　　日

（あて先）大東市教育委員会

順守→遵守

半年間→６か月間

私は、大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の規定による夜間開放事業について、硬式野球の夜間練習使用で、大東市立深野中学校の運動場を使用するに当たり、下記の事項を順守することを誓約します。

誓約した事項に違反した場合は、違反が判明した日から最大半年間、夜間開放事業による大東市立住道中学校、大東市立四条中学校及び大東市立深野中学校の運動場の使用を禁止されること、及び予約済み分は全て取り消されることについて、異議はありません。

記

押さえる→抑える

１　ボールがフェンスの外に出る可能性の高い行為を行わないこと。

２　木製バットを使用する等、打球音を押さえる措置を講じること。

３　監督者又は責任者を常駐させ、学校の内外における安全対策に万全を期すること。

４　大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則第１０条第１項各号に掲げる事項

団体名

代表者

※署名してください。

教委議案第７号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定に基づき、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和７年２月４日提出

大東市教育委員会
教育長　岡　本　　功

理　　由

学校施設使用許可申請等の電子申請を開始することに伴い、様式等の一部改正を行う必要があるため。

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和　　年　　月　　日

教 委 規 則 第　　号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和６２年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「あらかじめ当該学校長の承認を経て、学校施設使用許可申請書（様式第１号）を」を「大東市公共施設使用許可申請書（様式第１号）により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

第２条第２項中「申請」を「規定による申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）」に、「１か月前」を「属する月の１か月前（委員会が認める団体にあっては２か月前）の月の初日」に、「受け付ける」を「行うことができる」に改める。

第２条に次の５項を加える。

３　事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（令和３年規則第２９号。以下「予約システム規則」という。）第４条第２項の規定による予約システムの利用の登録の決定を受けた者は、予約システム規則第１条に規定する予約システムにより、前項に規定する申請することができる日の初日（以下この項及び第５項において「申請可能日」という。）から当該申請可能日の属する月の６日までの間において、施設の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

４　抽選等の選考を経て、予約システム規則第８条第２項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約が決定した日の属する月の１４日までに、第１項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の規定による申請があったものとみなすものとする。

５　申請可能日から起算して１４日を経過した日から使用日の８日前までの間において、第１項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第１条に規定する予約システムによる予約の申込み等施設の使用に係る手続をすることができる。

６　前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、使用日の８日前（委員会が特に必要と認める場合にあっては、使用日）までに、第１項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の規定による申請があったものとみなすものとする。

７　使用日の７日前から使用日までの間において、前各項の規定による予約又は申請が行われていないときは、委員会の窓口において第１項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

第３条第１項中「申請があった場合」を「規定による申請があったとき」に改め、「、使用を許可する場合は」を削り、「学校施設使用許可書（様式第２号）を交付する」を「大東市公共施設使用許可決定通知書（様式第２号）により通知する」に改め、「施設使用許可通知書（様式第３号）により」を削る。

第３条第２項を次のように改める。

２　委員会は、第１項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が所定の期日までに使用料を支払わない場合は、当該使用の許可を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第３条第３項中「学校施設使用許可書の交付を受けた者」を「使用者」に、「これ」を「大東市公共施設使用許可決定通知書」に改める。

第５条を次のように改める。

（使用の変更等）

第５条　使用者は、許可された施設の使用内容を変更しようとするときは、大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第３号）により、取り消そうとするときは、大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第４号）により委員会に申請しなければならない。

２　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で変更又は取消しの可否を決定し、変更するときにあっては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第５号）により、取り消すときにあっては大東市公共施設使用許可取消決定通知書（様式第６号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

第１０条を第１１条とし、第９条を第１０条とし、第８条を第９条とする。

第７条第１項中「掲げる場合について」を「該当するとき」に、「免除」を「減免」に改め、同条第２項中「使用料減免申請書（様式第５号）を委員会に提出し、その許可を受けなければ」を「大東市公共施設使用料減免申請書（様式第１０号）により委員会に申請しなければ」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設使用料減免決定通知書（様式第１１号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

第７条を第８条とする。

第６条に次の２項を加える。

２　前項各号の場合において、使用料の還付を受けようとする者は、大東市公共施設使用料返還（還付）申請書（様式第８号）により委員会に申請しなければならない。

３　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で返還の適否を決定し、大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書（様式第９号）により当該申請をした者に通知するものとする。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（使用料の収納）

第６条　委員会は、施設の使用料を収納したときは、領収書（様式第７号）を交付するものとする。

様式第１号から様式第６号までを次のように改める。

様式第１号(第２条関係)

大東市公共施設使用許可申請書

申請番号	

（宛先）大東市教育委員会

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

ＦＡＸ

責任者住所

氏名

電話

ＦＡＸ

施設の使用を、次のとおり申請します。

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	室場名	使用目的		使用料
			営利/非営利	使用予定人数	

対象者		使用料合計	
入場料（最高額）		加算額	
公益／収益		減免・割引額	
		使用料	

様式第２号（第３条関係）

大東市公共施設使用許可決定通知書

申請番号	

申請者住所

氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話
ＦＡＸ

責任者住所

氏名
電話
ＦＡＸ

大東市教育委員会

施設の使用を、次のとおり許可します。

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	室場名	使用目的		使用料
			営利/非営利	使用予定人数	

対象者		使用料合計	
入場料（最高額）		加算額	
公益／収益		減免・割引額	
		使用料	

様式第３号(第５条関係)

大東市公共施設使用許可変更申請書

申請番号	

（宛先）大東市教育委員会

申　請　者　住　　所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電　　話

責　任　者　住　　所

氏　　名

電　　話

年　　月　　日付 第　　号 で許可された

施設の使用の変更を、次のとおり申請します。

区分	使用年月日	使用時間	室場名	使用目的	使用料
変更後					
変更前					

申請理由	使用料合計	
変更日：	既納額	
	不足額	
	超過額	

様式第４号(第５条関係)

大東市公共施設使用許可取消申請書

申請番号	

（宛先）大東市教育委員会

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

責任者住所

氏名

電話

年　月　日付 第　　号 で許可された
施設の使用の取消を、次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	室場名	使用目的	使用料 キャンセル料

取消理由		
	使用料合計	
	キャンセル料合計	
	既納額	
取消日：	追徴額	
	還付額	

様式第５号(第５条関係)

大東市公共施設使用許可変更決定通知書

申請番号	

申　請　者　住　　所

氏名又は団体の名称

代 表 者 氏 名

電　　話

責　任　者　住　　所

氏　　名

電　　話

大東市教育委員会

年　　月　　日付 第　　号 で許可された
施設の使用の変更を、次のとおり許可します。

区分	使用年月日	使用時間	室場名	使用目的	使用料
変更後					
変更前					

申請理由	使用料合計	
変更日：	既納額	
	不足額	
	超過額	

様式第６号(第５条関係)

大東市公共施設使用許可取消決定通知書

申請番号	

申　請　者　住　　所

氏名又は団体の名称

代 表 者 氏 名

電　　話

責　任　者　住　　所

氏　　名

電　　話

大東市教育委員会

年　月　日付 第　　号 で許可された
施設の使用の取消を、次のとおり許可します。

使用年月日	使用時間	室場名	使用目的	使用料 キャンセル料

取消理由		
	使用料合計	
	キャンセル料合計	
	既納額	
取消日：	追徴額	
	還付額	

様式第６号の次に次の５様式を加える。

様式第７号(第６条関係)

領　　収　　書

下記の金額を領収いたしました。

金＿＿＿＿＿＿＿＿円

登録番号：

但し、施設の下記使用料として

申　請　番　号	

項　　目	使　用　日	使 用 時 間	使用料（税込）
合計（税込）			

（＊）　消費税率8%の対象項目

消費税率10%対象項目計（税抜）		消費税額	
消費税率 8%対象項目計（税抜）		消費税額	

様式第８号(第７条関係)

大東市公共施設使用料返還（還付）申請書

申請番号	

（宛先）大東市教育委員会

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

責任者住所

氏名

電話

施設の使用料の還付を、次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	室場名	請求理由	過払額

還付請求理由

使用許可年月日		還付請求額	

様式第９号(第７条関係)

大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書

申請番号	

申　請　者　住　　所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電　　話

責　任　者　住　　所

氏　　名

電　　話

大東市教育委員会

施設の使用料の還付を次のとおり許可します。

使用年月日	使用時間	室場名	請求理由	過払額

還付請求理由

使用許可年月日		還付請求額	
還付額			
充当額			
返金額			

様式第１０号(第８条関係)

大東市公共施設使用料減免申請書

申請番号	

（宛先）大東市教育委員会

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

責任者住所

氏名

電話

施設の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	室場名	減免	使用料	減免額 (減免率)

申請理由		
	使用料合計	
	減免額合計	
	減額	
	加算額	
	使用料	

様式第１１号(第８条関係)

大東市公共施設使用料減免決定通知書

申請番号

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

責任者住所

氏名

電話

大東市教育委員会

施設の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。

使用年月日	使用時間	室場名	減免	使用料	減免額 (減免率)

申請理由		
	使用料合計	
	減免額合計	
	減額	
	加算額	
	使用料	

附　則

この規則は、令和７年３月１日から施行する。

○大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則

昭和６２年３月３１日

教委規則第２号

（目的）

第１条　この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例（昭和６２年条例第１０号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の申請）

第２条　条例第２条の規定により大東市立小・中学校の施設（以下「施設」という。）の使用の許可を受けようとする者は、~~あらかじめ当該学校長の承認を経て、学校施設使用許可申請書~~大東市公共施設使用許可申請書（様式第１号）~~を~~により大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に~~提出~~申請しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

２　前項の規定による申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）は、使用日の属する月の１か月前（委員会が認める団体にあっては２か月前）の月の初日から~~受け付ける~~行うことができる。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（令和３年規則第２９号。以下「予約システム規則」という。）第４条第２項の規定による予約システムの利用の登録の決定を受けた者は、予約システム規則第１条に規定する予約システムにより、前項に規定する申請することができる日の初日（以下この項及び第５項において「申請可能日」という。）から当該申請可能日の属する月の６日までの間において、施設の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

４　抽選等の選考を経て、予約システム規則第８条第２項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約が決定した日の属する月の１４日までに、第１項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の規定による申請があったものとみなすものとする。

５　申請可能日から起算して１４日を経過した日から使用日の８日前までの間において、

第１項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第１条に規定する予約システムによる予約の申込み等施設の使用に係る手続をすることができる。

6　前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、使用日の８日前（委員会が特に必要と認める場合にあっては、使用日）までに、第１項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の規定による申請があったものとみなすものとする。

7　使用日の７日前から使用日までの間において、前各項の規定による予約又は申請が行われていないときは、委員会の窓口において第１項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

（使用の許可等）

第３条　委員会は、前条第１項の規定による申請があった~~場合~~ときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し~~、使用を許可する場合は~~、当該申請をした者に~~学校施設使用許可書（様式第２号）~~大東市公共施設使用許可決定通知書（様式第２号）~~を交付~~により通知するとともに、その旨を~~施設使用許可通知書（様式第３号）により~~学校長に通知するものとする。

２　~~前項の場合において、許可しない場合は、その理由を当該申請をした者に提示しなければならない。~~委員会は、第１項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が所定の期日までに使用料を支払わない場合は、当該使用の許可を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

３　~~学校施設使用許可書の交付を受けた者第１項の規定による使用の許可を受けた者（以下「~~使用者~~」という。）~~は、施設を使用する際に~~これ~~大東市公共施設使用許可決定通知書~~を提示しなければならない。

（使用期間）

第４条　施設の使用期間は、引き続き３日を超えることはできない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用の変更等）

第５条　~~使用の許可を受けた者（以下「~~使用者~~」という。）がその~~は、許可された施設の使用内容~~の許可~~を変更しようとするときは、大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第３号）により、~~又は取消しを行おう~~取り消そう~~とするときは、~~遅滞なく、学校施設使用許可変更・取消申請書（様式第４号）を~~大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第

４号）により委員会に~~提出し、その承認を受けなければならない~~申請しなければならない。

２　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で変更又は取消しの可否を決定し、変更するときにあっては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第５号）により、取り消すときにあっては大東市公共施設使用許可取消決定通知書（様式第６号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の収納）

第６条　委員会は、施設の使用料を収納したときは、領収書（様式第７号）を交付するものとする。

（使用料の還付）

~~第６条~~第７条　条例第６条ただし書の規定による使用料（条例別表第２に規定する夜間照明使用料を除く。）の還付については、次の各号（同表に規定する体育館冷暖房設備使用料にあっては、第２号を除く。）に定めるとおりとする。

(1)　使用者の責めに帰すことのできない理由によって使用することができない場合

既納の使用料の１０割

(2)　使用者が次に掲げる日前に施設の使用の許可の取消しを申請した場合

ア　使用日前７日　既納の使用料の５割

イ　使用日前３日　既納の使用料の３割

２　前項各号の場合において、使用料の還付を受けようとする者は、大東市公共施設使用料返還（還付）申請書（様式第８号）により委員会に申請しなければならない。

３　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で返還の適否を決定し、大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書（様式第９号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

~~第７条~~第８条　委員会は、条例第７条の規定により、次の各号（条例別表第２に規定する体育館冷暖房設備使用料にあっては、第２号及び第３号を除く。）のいずれかに~~掲げる場合について~~該当するときは、使用料を~~免除~~減免することができる。

(1)　大東市又は委員会が主催する行事であるとき。

(2)　自校のPTAによる活動であるとき。

(3)　社会教育団体又はボランティアによる活動であるとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。

２　前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、~~使用料減免申請書（様式第５号）~~大東市公共施設使用料減免申請書（様式第１０号）~~を委員会に提出し、その許可を受け~~により委員会に申請しなければならない。

３　委員会は、前~~２~~項の規定による申請があった~~場合において、使用料の減免を許可した~~ときは、~~使用料減免許可書（様式第６号）を交付する~~その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設使用料減免決定通知書（様式第１１号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用者の遵守事項等）

~~第８条~~第９条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　所定の場所以外で火気の使用をしないこと。

(2)　許可以外の施設に立入らないこと。

(3)　その他委員会が指示すること。

２　使用者は、施設及び附属設備その他器具備品等を破損、汚損又は滅失したときは、破損届を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。

（運動場の夜間使用時の特例）

~~第９条~~第１０条　学校の運動場は、夜間照明設備を用いて使用することができる。この場合において、使用許可の申請その他必要な事項は、別に規則で定める。

（委任）

~~第１０条~~第１１条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和６２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大東市立学校施設の利用に関する規則の廃止）

２　大東市立学校施設の利用に関する規則（昭和３１年教委規則第８号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規則の施行日前において旧大東市立学校施設の利用に関する規則第３条の規定により、施行の使用の許可を受けた者については、昭和６２年４月１日から昭和６２年４月３０日までの間に限りその者の施設の使用については、なおその効力を有する。

附　則（平成５年教委規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正前の大東市立小・中学校屋内運動場等の使用に関する条例施行規則、第２条の規定による改正前の大東市立幼稚園条例施行規則、第３条の規定による改正前の大東市立青少年婦人センター設置条例施行規則、第４条の規定による改正前の大東市立青少年野外活動センター条例施行規則、第５条の規定による改正前の大東市立市民体育館条例施行規則及び第６条の規定による改正前の大東市立総合文化センター条例施行規則に基づき作成した用紙は、第１条の規定による改正後の大東市立小・中学校屋内運動場等の使用に関する条例施行規則、第２条の規定による改正後の大東市立幼稚園条例施行規則、第３条の規定による改正後の大東市立青少年婦人センター設置条例施行規則、第４条の規定による改正後の大東市立青少年野外活動センター条例施行規則、第５条の規定による改正後の大東市立市民体育館条例施行規則及び第６条の規定による改正後の大東市立総合文化センター条例施行規則に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成１３年教委規則第４号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１３年８月１０日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成２９年教委規則第１４号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２９年９月１日から施行する。

（経過措置）

３　改正後の大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則第９条の規定は、平成２９年１０月１日以後に夜間開放事業により夜間照明設備及び運動場等（以下「夜間照明設設備等」という。）を使用する場合について適用し、同日前に夜間開放事業によ

り夜間照明設備等を使用する場合は、なお従前の例による。

附　則（令和３年教委規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年教委規則第１号）

この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第２９号）の施行の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

許可　第　　号
年　月　日

学校施設使用許可申請書

(宛先)大東市教育委員会

申請者	団体名		申請日	年　月　日
	住　所	(TEL　　)		
	責任者名			

下記のとおり使用許可申請をします。なお使用については大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例及び同施行規則を厳守します。

使用場所	大東市立　　学校	運動場・校舎・体育館
使用日時	年　月　日　午　時から　午　時まで	
使用目的		
使用人員		
学校の意見		校長　印

使用料領収書(控)
円
領　収　印

様式第2号(第3条関係)

許可　第　　号
年　月　日

学 校 施 設 使 用 許 可 書

申請者	団体名		申請日	年　月　日
	住所	(TEL　　)		
	責任者名			

大東市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

使用場所	大東市立　　学校	運動場 ・ 校舎 ・ 体育館
使用日時	年　月　日　午　時から　午　時まで	
使用目的		
使用人員		

使用許可条件

1　この使用許可書は、常に携帯し、管理者の求めに応じていつでも提示すること。
2　使用権を他人に譲渡しないこと。
3　使用目的以外に使用しないこと。
4　施設及び附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用し、万一破損若しくは汚損又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償すること。
5　公共施設であることを考え、他人に迷惑をかけることのないよう注意すること。
6　所定の場所以外で火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
7　室内は、すべて土足厳禁のこと。
8　大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例及び同施行規則の規定に違反したとき、管理者の指示に従わないときは、使用許可を取り消し又はその使用を制限若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。
9　使用料は、原則として還付しません。
10　変更申請は、使用日の7日前までとする。
11　使用時に生じた事故については一切責任を負いません。
12　使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び事後整備に要する時間を含むものとする。
13　使用者は、使用時間の延長をすることが出来ない。

使用料領収書
円 上記金額領収しました。 年　月　日 領　収　印

様式第3号(第3条関係)

許可　第　　号
年　月　日

施 設 使 用　許 可 通 知 書

学校長　様

申請者	団 体 名		申請日	年　月　日
	住　所	(TEL　　)		
	責任者名			

下記の件許可いたしましたからお願いします。

使 用 場 所	大東市立　　学校	運動場 ・ 校舎 ・ 体育館
使 用 日 時	年　月　日　午　　時から　午　　時まで	
使 用 目 的		
使 用 人 員		

大 東 市 教 育 委 員 会

様式第4号(第5条関係)

許可　第　　号
年　月　日

学 校 施 設 使 用 許 可 変 更 ・ 取 消 申 請 書

(宛先)大東市教育委員会

申	団 体 名		申請日	年　月　日
請	住　所	(TEL　　)		
者	責任者名			

次のとおり使用許可の　変　更　をしたいので申請します。
　　取消し

許 可 番 号	第　　号(　　年　月　日付け)	
使 用 日 時	年　月　日(　) 午　時から午　時まで	
使 用 場 所	大東市立　　学校(運 動 場 ・ 校 舎 ・ 体 育 館)	
変　更 の理由 取消し		
	変　更　前	変　更　後

施行規則第3条第1項の規定により交付を受けた学校施設使用許可書を添えて教育委員会に提出してください。

様式第5号(第7条関係)

許可　第　　号
年　月　日

使 用 料 減 免 申 請 書

(宛先)大東市教育委員会

申請者	団 体 名		申請日	年　月　日
	住　所	(TEL　　)		
	責任者名			

次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。

使 用 目 的	
対 象 及 び 人 員	
使 用 日 時	年　月　日(　)　午前・午後　時から 午前・午後　時まで
使 用 場 所	
使用責任者氏名	TEL
申 請 理 由	
備　考	

様式第6号(第7条関係)

許可　第　　号	
年　月　日	

使 用 料 減 免 許 可 書

様

申請者	団 体 名		申請日	年　月　日
	住　所	(TEL　　)		
	責任者名			

大東市教育委員会

次のとおり使用料の減免を許可する。

使　用　目　的	
対 象 及 び 人 員	
使　用　日　時	年　月　日(　)　午前・午後　時から 午前・午後　時まで
使　用　場　所	
使用責任者氏名	TEL
減免理由及び減免額	(　　割の額)
備　考	

様式第１号（第２条関係）

様式第２号（第３条関係）

様式第３号（第３条関係）

様式第４号（第５条関係）

様式第５号（第７条関係）

様式第６号（第７条関係）

教委議案第８号

大東市立諸福幼稚園の今後の方針について

大東市立諸福幼稚園の今後の方針について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条第１号及び第２５条第２項第１号の規定に基づき、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和７年２月４日提出

大東市教育委員会
教育長　岡　本　　功

今後の方針

・令和８年度末をもって諸福幼稚園と南郷保育所を統合する
・統合にあたり、現、南郷保育所を幼保連携型認定こども園へ移行する

理　　由

令和７年１月１４日に開催された大東市総合教育会議の協議内容を教育委員会として定める必要があるため。

令和７年２月４日
教育委員会定例会
教委議案第８号資料

諸福幼稚園及び南郷保育所の今後のあり方について

１．本市における幼稚園の現状

・少子高齢化による就学前人口の減少と子育て世帯における「共働き」の増加
・幼稚園から保育所、認定こども園への利用のシフトが進む
・３歳児～５歳児全体に占める１号認定こどもの人数、割合の低下

【表１】３～５歳児の人口及び１号・２号認定子どもの人数の推移　（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
3～5 歳	3,043	2,947	2,810	2,709	2,659	2,671	2,609	2,550	2,426	2,366
1 号認定	1,474	1,346	1,252	1,166	1,084	1,006	968	848	815	771
2 号認定	1,357	1,380	1,406	1,393	1,429	1,534	1,531	1,521	1,523	1,502

【表２】市内幼稚園の状況（令和６年４月１日現在）

施設名	認定こども園化	H27 児童数	R6 児童数	H27➡R6 減少率
諸福幼稚園	－	107	22	-79.44%
北条幼稚園	令和 4 年度	81	－	-62.96%
北条こども園		－	30(97)	
A幼稚園	平成 27 年度	195	101(29)	-48.21%
B幼稚園	令和 2 年度	128	48(29)	-62.50%
Cこども園	平成 27 年度	102	48(133)	-52.94%
D幼稚園	令和元年度	123	85(65)	-30.89%
E幼稚園	－	314	222	-29.30%
F幼稚園	令和 4 年度	135	27(108)	-80.00%

※カッコ内は２・３号認定こどもの在園児数

【表３】公立２施設の利用状況　（単位：人）

施設名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
諸福幼稚園	4 歳	21	25	13	16	5	7
	5 歳	31	25	27	16	17	7
	合計	52	50	40	32	22	14
北条こども園	3 歳	－	－	7	10	9	10
	4 歳	20	15	9	11	9	9
	5 歳	26	22	19	9	12	10
	合計	46	37	35	30	30	29

２．検討の方向性

・**幼稚園としての施設維持は困難**
・Ｒ７新入園児の卒園までは、
　諸福幼稚園の運営を継続

→ 令和８年度末
- **南郷保育所との統合**
- 単独認定こども園化
- 廃止

・実践を通じた公的教育の専門性の蓄積、発信
・支援を必要とする１号認定子どもの「セーフティネット」

３．南郷保育所との施設統合と認定こども園化

（１）就学前教育・保育施設の適正な設置
・諸福幼稚園周辺に保育施設が集中（聖心保育園、大東つくし保育園等）
・南郷、御領、氷野等の各地域への保育提供体制の確保

【図１】市西部地域における就学前教育・保育施設の設置状況】

※それぞれの園は、各施設を中心とした半径 500m の距離を示すもの

（２）両施設の比較（令和６年１２月現在）

【表４】諸福幼稚園と南郷保育との比較

	定員	在園児数	土地面積	施設面積	建築年	調理設備
諸福幼稚園	150 人	22 人	2,459 ㎡	817 ㎡	S47.4	無し
南郷保育所	180 人	181 人	3,395 ㎡	1,498 ㎡	S42.12	有り

→ **現・南郷保育所へ施設統合し、認定こども園へ移行**

４．今後のあり方

・令和８年度末をもって諸福幼稚園と南郷保育所を統合する
・統合にあたり、現、南郷保育所を幼保連携型認定こども園へ移行する

教委議案第９号

「だいとう教育ビジョン２０２５」の策定について

「だいとう教育ビジョン２０２５」の策定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条第５号及び第２５条第２項第１号の規定に基づき、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和７年２月４日提出

大東市教育委員会
教育長　岡　本　　功

理　　由

「だいとう教育ビジョン２０２２」策定から３年目にあたり、取組みの成果と課題をふまえ、本市のめざす子ども像のさらなる具現化のために、令和７年度からの教育ビジョンを策定するため。

教員の確かな関わりによる
「学び合う」学校園づくり

だいとう教育ビジョン 2025

だいとう教育ビジョン2025の 内　容

❶ これまでのだいとう教育ビジョン2019・2022で醸成された「学び合う」学校園づくりの高まりを、さらに一人ひとりの**教員が主体的**に、活用できる仕様へアップデートしています。

❷ ビジョン項目を設定する際には、これまでの大東市の教育実践を参考に「**めざす子どもの姿**」から設定したり、「**子どもの学びへの状況**」を把握して設定したりできるようにしています。

❸ 「**学び合う**」**授業づくり**に関する理論と実践を合わせて学べるように、教員一人ひとりのニーズに合わせて、ビジョンを振り返られるようにまとめています。

❹ 自分自身の実践を、主体的に振り返られるように、**デジタルポートフォリオ機能**を活用しています。

だいとう教育ビジョン2025の 活用術

- めざす子どもの姿をイメージし、**本市の具体的な実践方法から**ヒントを見つける。
- 自分自身の「学び合う」授業づくりの意識等をチェックし、**最適なビジョン項目を設定**する。
- 「学び合う」授業づくりのポイントや理念について、自分の**知りたいポイント**を学ぶ。
- デジタルポートフォリオ機能より、自身の授業実践について、客観的に振り返り、**より質の高い教育**をめざす。

令和7年4月　大東市教育委員会

だいとう教育ビジョン2025

はじめに

だいとう教育ビジョンは、大東市教職員が自身の保育・授業実践を「みる・つくる・かたる」時、主体的に向き合うための「もの」です。今回の教育ビジョンは、過去の膨大な実践を基に、その一つ一つを大切にし、他の教員の実践を参考にしながら意識するビジョンの項目を設定できるように改訂しました。また、現在関わっているクラスの子どもたちからのアンケート結果をもとに、現状を把握したうえでビジョン項目を設定できるようにもしています。

中央教育審議会答申（R3.1.26）にもあるように、「急激に変化する時代において、子どもたちが自分の可能性を認識し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創り出す力を育むこと」が求められています。生涯にわたって学び続ける子どもを育てるには、教員自身も学び続けなくてはならないということであり、これは教員自身が主体的に目標を設定し、振り返りながら指導力を育むことと同じであり、教員の学びの姿は、子どもたちの学びの相似形であると言えます。

だいとう教育ビジョンは、教員自身が主体的に保育・授業の実践や改善に向き合い、振り返りながら学び続けることができる「子どもも教員も育つ令和のだいとう型教育ビジョン」をめざしています。

本リーフレットの活用期間は3年間【2025年度～2027年度】とします。今後もマイポートフォリオ記録シート等で大東市の先生方の実践内容を随時更新することで、最新の情報をアップデートでき、予測困難で変化の激しい社会のなかでも色あせることなく活用できる教育ビジョンになっていくと考えております。

だいとう教育ビジョンが、大東市の全教職員の授業実践のさらなる充実・発展に寄与し、教員としての価値や授業における熱意を再確認する一助となることを期待しています。

2025年4月　大東市教育委員会

注＊「カタリスト」とは、授業実践を「語る人」と「人の行動や意識の向上を推進し、周りの人の良い刺激となる人」の2つの意味を表す言葉です。

大東の4つの「る」
意図する・ゆだねる・見取る・つなげる

4つの「る」の詳細はコチラから

大切にしたいことは、保育や授業内で見られる場面を適切に4つのキーワードのどれかに分類することではなく、実践する**教員が明確なねらいをもってしかけるということ**です。保育や授業の中で実践される活動や発言の多くは、4つのキーワードと結びついています。大切なことはそれを意図的に実践できているかどうかです。

子どもを主体（学習者中心）とした保育や授業においても、「教員の指導力」は重要です。子ども主体の保育や授業だからといって、ただ子どもに「ゆだねる」だけで良いわけではありません。

「教員の確かな関わり」によって、どう学びを修正するか、どう学びに導くかは大切です。「ゆだねる」とは、決して『子ども任せにすること』ではありません。

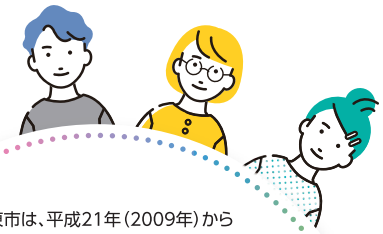

大東市は、平成21年（2009年）から
「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」の
基本理念のもと、「学び合う」学校園づくりを通して
「自立」と「協同」の文化を育むために、
「協同学習」を柱に授業づくりを進めています。
これまで「学び合う」学校園づくりを推し進めてきた根底には、
子どもと子どもが保育や授業を通してつながって、
誰もが大切で必要とされる場が
「学校園」であるという考えがあるからです。
これからもこの原点から外れてしまうことなく、
大東市の教職員集団として同じ方向に向かって
実践していきましょう！

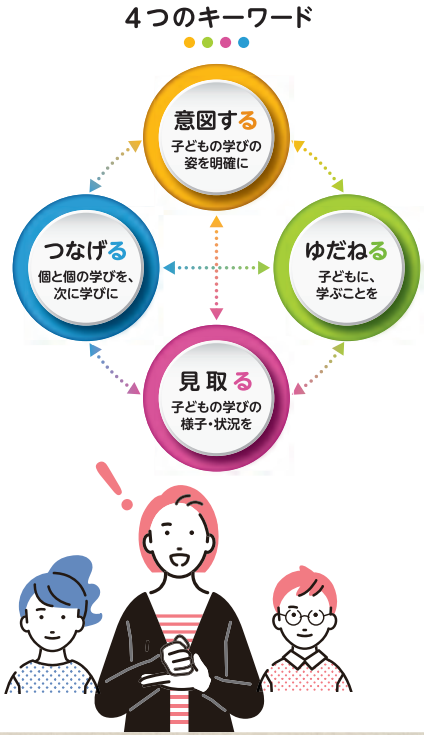

大東市教育ビジョン「学び合う」学校園づくり　平成21年からの歩み

H21（2009）～H25（2013）
大東市教育ビジョン

改訂のポイント
3つのビジョンの再整理

- ビジョンⅠ／社会力を高めます
- ビジョンⅡ／人間力を高めます
- ビジョンⅢ／支援力を高めます

H26（2014）～H30（2018）
大東市教育ビジョン後期基本計画

改訂のポイント
教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくり

- ビジョンⅠ／人間関係づくり
- ビジョンⅡ／授業づくり
- ビジョンⅢ／教育環境づくり

R3（2021）～R7（2025）　あふれる笑顔　幸せのまち大東　の未来を拓く　人づくり
大東市教育大綱　～教育の充実による明日の社会を担う人づくり～

H31（R1）（2019）～R3（2021）
だいとう教育ビジョン2019

幼稚園での学び

改訂のポイント
GIGAスクール構想 Society5.0を見据えた教育を進める
メインビジョンの授業づくりを4つのキーワードで整理

- メインビジョン／人間関係づくり 授業づくり
- サブビジョン／教育環境づくり

R4（2022）～R6（2024）
だいとう教育ビジョン2022

- 4つのキーワード／意図する・ゆだねる 見取る・つなげる

大東市がめざす「協同学習」の授業構想

大東市がめざす「協同学習」とは

- 自分の学びが仲間のためになり、仲間のおかげで自分の学びとなる、**学びを自分事として、仲間とともに学ぶ学習**をめざすものです。
- 自分も他者も含めて、**学級全体・学年全体で共に高め合おうという意識**をもって学習に取り組んでいる学習です。
  （1コマの学習（授業）は、自分たちの学習であり、その学習活動一つ一つを自分事として、仲間とともに取り組む学習をめざします）
- 大東市のめざす協同学習は、**共に認め合うこと、共に高め合うこと、「仲間全員の成長をめざすこと」**です。
  （授業で直接的なやり取りがない場合でも、仲間が頑張っているから自分も頑張ろうと思える集団をめざします）
- 大東市の示す「協同学習」は、**「協働的な学び」を包含するもの**として捉えます。

大東市版「個別最適な学び」とは

- **仲間と協力することも含めて、自分に適した学びの方法を選択**でき、学びとった内容を、**仲間と協同できる学び**のことです。
  （孤立した学びにならないように教員の見取りが重要です）
- 一人ひとりの学び（個人思考）を土台にして、仲間の考えから学び、**個を強くする学び**をめざします。

POINT

教員の確かな関わりによる「学び合う」保育・授業づくり

単元目標

□単元目標に対する評価規準を設定できているか
□単元のゴールを子どもたちと共有できているか
□単元計画を示して、見通しのある単元の学びにできているか
□子どもたちを、有能な学習者として捉えられているか

本時のねらい

めあて（学習課題）

□めあてを示し、子どもたちと共有できているか
□めあてに対する評価規準を持っているか（子どもたちに評価規準を示すことも可能）
□めあての意図や価値を子どもたちへ伝えているか（期待する姿を示しているか）

一人ひとりの学び（個人思考）

学び合い（集団での思考）

□自分に適した学びの方法が選択できる環境を整えているか
□自分の考えを深める時間を保障しているか

□ジグソー法
□交流（異学年含む）
・ペア交流
・グループ交流
・スクランブル交流　など
□ICT 活用（他者参照含む）
□図書資料
□個々で選択する学びの形

□交流の価値や意図を子どもたちへ伝えているか
□子どもたちを見取り、必要最低限の関わりや支援ができているか
□子どもたちの学びを助け、深める手立てや環境が整えられているか

つけたい力の確認

本時の振り返り

□本時の学びに対する価値づけや教員の振り返りを伝えているか
□子どもたちの振り返りの内容を、次時の学習に向けた学びに活用できているか

協同の理念　仲間とともに仲間から学ぶ

単元のゴール

□はじめに設定した評価規準に照らし、子どもたちの学びを振り返り、授業改善につなげられているか

自分自身が保育・授業で意識する項目を設定しよう!

～2つの方法からより良い項目の設定方法を選びましょう～

Approach 1

めざす子どもの姿や授業像をもとに設定する方法

選択

確認

設定

01 12の姿から選択

①二次元コードを読み取り、選択画面へ
②めざす子どもの姿やめざす授業像を12の姿から選択します。

02 めざす子どもの姿に向けて意識した ビジョン項目を確認

選択した姿をめざし、大東市の先生方が意識したビジョン項目を確認する。

03 意識するビジョン項目の設定

選択したビジョン項目に関する授業実践を参考に、自身が意識するビジョンの項目を設定する。

自身が意識する
ビジョンの項目へ…

Approach 2

クラスの学びの姿や意識から設定する方法

Approach 2-1

教員からの見取り

Approach 2-2

子どもたちのアンケートからの見取り

二次元コードを読み取り
子どもたちの現状をチェック

二次元コードのFormsを活用(複製)し
子どもたちへアンケートを実施
※アンケートは、
それぞれの学年に応じて活用ください。

中学年　高学年　中学校

チェックの数から
意識するビジョンの項目を設定

二次元コードを読み取り、
チェック数やアンケート結果から
ビジョンの項目を設定しよう

アンケート結果より
現状を知る・着目する

子どもたちの意識の
低い部分・高い部分を見取る

実践を記録し、
より良い授業へアップデート！

12
マイポートフォリオ
記録シートはコチラから

Excelシートを活用して、自身の実践を記録し、アップデートしていきましょう。

実践記録は、毎週・毎月・毎学期など、ご自身の授業実践に合わせて記録できるようにしましょう。

Teamsに配信された課題から記録シートをダウンロード、もしくは、二次元コードから、記録シートをダウンロードして活用することも可能です。

何度でも聞きたい！
「協同学習」につながる授業づくりの
POINTをリスキリング

互恵的な関係とは… 16
大阪産業大学 教授
西口 利文 氏

めあて（課題設定）について 13
中京大学 名誉教授
杉江 修治 氏

流れや見通しを示すことについて 14
元犬山市立小学校長
水谷 茂 氏

責任のコーディネートについて 15
大阪産業大学 教授
西口 利文 氏

振り返りについて 17
常磐会学園大学 准教授
中村 哲也 氏

大東市教育ビジョン策定委員名簿

学識経験者	西口 利文（にしぐち としふみ）	所属・職名／大阪産業大学 教授
	小柳 和喜雄（おやなぎ わきお）	所属・職名／関西大学 教授
	清水 檢次（しみず のりつぐ）	所属・職名／元大東市立小・中学校長／元私立幼稚園長
学校園関係者	宗田 充博（そうだ みつひろ）	所属・職名／大東市立諸福中学校 校長
	大田 千洋（おおた ちひろ）	所属・職名／大東市立北条小学校 校長

大東市教育ビジョン策定委員会 検討経過

回数	時　期	内　容
①	令和6年　6月 12日	委員委嘱及び任命 大東市教育ビジョン策定方針等について①
②	令和6年　8月 28日	大東市教育ビジョン策定方針等について②
③	令和6年 10月　9日	大東市教育ビジョン策定方針等について③ 『だいとう教育ビジョン2025』（第一次案）紙面検討
④	令和6年 11月 22日	『だいとう教育ビジョン2025』（第二次案）紙面検討
⑤	令和7年　1月 10日	『だいとう教育ビジョン2025』（最 終 案）紙面検討

大東市教育ビジョン策定委員会規則

発　行　2025年4月
発行者　大東市教育委員会
〒574−0076 大東市曙町4番6号
TEL 072−870−9107（大東市教育委員会事務局 教育研究所）

所 属 校 園	意識するビジョン項目
2025年度 大東市立	
2026年度 大東市立	
2027年度 大東市立	

名　　前

９．一般業務報告

１．　大東市教育委員会後援事業に係る配布物の基準等に関する要綱について

令和７年２月定例会
一般業務報告
教育総務課

大東市教育委員会後援事業に係る配布物の基準等に関する要綱

令 和 ７ 年 １ 月 ９ 日
教 委 要 綱 第 ２ 号

（目的）

第１条　この要綱は、大東市教育委員会が後援（大東市教育委員会奨励援助に関する規程（平成１７年教委庁達第１号。以下「規程」という。）第２条第２号に規定する後援をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「後援事業」という。）を広報するための配布物（以下「配布物」という。）のうち、大東市立小・中学校（以下「学校」という。）を経由する配布（以下「学校配布」という。）をするものの基準等について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用除外）

第２条　次の各号のいずれかに該当する事業については、この要綱の規定は、適用しない。

(1) 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業（委託して実施する事業を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める事業

（学校配布の承認）

第３条　規程第４条の規定により事業の後援の承認を受けた者（以下「主催者」という。）は、配布物の学校配布を希望する場合には、当該配布物の校正刷又はそれに類する資料をあらかじめ教育長に提出し、当該配布物の内容について確認を受け、承認を得なければならない。

２　教育長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、学校配布の可否を主催者に通知するものとする。この場合において、提出を受けた配布物の内容に関し必要があると認める場合には、主催者に対して修正を求めることができる。

３　教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として配布物の学校配布を承認しないものとする。

(1) 特定の学校のみを経由して配布しようとする場合

(2) 後援事業の開催日（申込受付開始日がある場合にあっては、当該申込受付開始日）の２週間前までに学校へ配送できる見込みがない場合

(3) 主催者から学校へ直接配送できない場合

(4) 配布物の内容に関する教育長からの修正の求めに従わない場合

(5) 定員を定める後援事業において、児童及び生徒を対象とする定員数が、配布物の配布予定部数の１００分の１に満たない場合

４　教育長は、配布物の学校配布を承認する場合には、承認の旨に加えて、各学校における学年ごとの配布部数を主催者に通知するものとする。

（配送）

第４条　主催者は、前条第２項及び第４項の規定による通知を受けた後、配布物を各学校における学年ごとに区分して梱包の上、各学校へ直接配送しなければならない。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、後援事業に係る配布物の学校配布の基準等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の開催日（申込受付開始日がある場合にあっては、当該申込受付開始日）の後援事業について適用する。

１０．会議録

岡本教育長	定刻になりました。 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
北本部長	本日の出席は教育長及び教育委員３名、合計４名でございます。 澤田委員から所用のためご欠席される旨の連絡をいただいております。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。
岡本教育長	報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から２月の教育委員会定例会を開催いたします。
岡本教育長	傍聴にお越しの皆様、本日は令和７年２月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。
岡本教育長	なお、本日は所管部署でございます産業・文化部より議案説明等のために出席いただいております。
岡本教育長	まず、日程第１「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、中野委員によろしくお願いいたします。
岡本教育長	次に日程第２「教育長の報告」でございます。 これは、私の教育長としての活動を紹介する中で、私が感じたことや考えていることなどをお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。 前回教育委員会定例会以降の活動６点について報告いたします。 まず１点目は、１月１６日にオンラインにて実施されました「全国市町村教育委員会研究協議会」でございます。 私は不登校をテーマにしたグループに参加しました。東京都や茨城県、愛媛県、沖縄県の教育委員の先生方と意見交換できる貴重な機会となりました。 特に、本市が進めております「学びへのアクセス」や「校内教育支援ルーム」に関する取組みはどの自治体においても今後の課題と認識されており、有意義な情報共有の場となりました。 ２点目は１月１９日に深北緑地にて開催されました「大東市こども会駅伝選手権大会」でございます。 計１４チームが３つの部に分かれて出場し、子どもたちが練習の成果を存分に発揮できた大会であったと思います。 一人ひとりが練習を重ね、そしてチームとして「たすき」をつないだ経験はかけがえのないものであり、子どもたちの達成感や自信につながったものと思います。 参加人数は減少しているものの、このように子どもたちの成長・体験の機会を創出していただいております関係団体の皆様に改めて敬意を表するところです。

３点目は１月２１日に「北河内地区教育長協議会」が、２４日に「大阪府都市教育長協議会」が開催され、各市の施策や教育課題、取組み等の情報交換、意見交流がございました。
また、２４日には「大阪府公立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）」の説明会も併せて開催され、大阪府教育庁より令和１０年度公立高等学校入学者に対する選抜制度より変更となる方針案について説明がありました。
４点目は１月２５日にキラリエホールにて開催されました「大東市家庭教育講演会」です。大東市ＰＴＡ協議会との共催にて開催いたしました。
計９３名のご参加をいただき、冒頭ご挨拶を申し上げました。家庭・地域教育課より「徹底的家庭応援」を掲げて展開しております、本市家庭教育支援事業についての説明もありました。
育児漫画家の高野優さんのご講演では、まんがを描きながらというスタイルで、ご自身の子育て経験もまじえながら、子育てで親も育つ、楽しみながら、一人で抱え込まずにというメッセージを届けていただきました。
太田委員もご参加いただきましたので、のちほどご感想などをお聞かせいただけたらと思っております。
５点目、２７日に「大阪府市町村教育委員会研修会」がアウィーナ大阪にて開催されました。私は同日開催されました「大阪府スポーツ推進審議会」に出席しておりましたので、教育委員会研修会につきましては後ほど、出席されました委員より報告がございましたらお願いします。
最後に６点目、１月３１日に大東市議会議場におきまして、谷川中学校生徒評議会が行われましたので、参観いたしました。
市議会議長からもご挨拶をいただき、当日参加した生徒は３０名でした。
本来学校で行われる生徒評議会は生徒会役員・各委員会委員長などが活動方針や具体的な取組み、学校生活の現状等について話し合う場ですが、会場を議場とすることにより、生徒会活動のより一層の活性化や意見表明についての意識が高まる契機となることを期待しております。
今後の予定としましては、２月５日・９日に（仮称）大東市立ほうじょう学園に関する地域説明会を行います。
令和１１年度以降の開校を予定しております、本市初の義務教育学校となります（仮称）大東市立ほうじょう学園について、現在の進捗状況なども含めて地域の皆様にも丁寧にご説明し、「地域とともにある学校」としてさらに関心、期待をもっていただける、そのような機会にしたいと考えております。
私からの報告は以上でございます。
ご意見などはございませんでしょうか。

太田委員

今教育長からお話がありました家庭教育講演会に出席をさせていただきました。
同じような内容になりますが、漫画家の高野優さんは三姉妹のお母さんということで、前半ではプロの漫画家ですのでイラストを描きながら子育てで苦労したお話を、後半では子育て全般についてお話され

	ました。 　大変有意義な時間であったとともに、会場に来られた方も笑いあり涙ありで、もう一度ぐらい聞きたかったというのが実態です。 　何をもって子育てが必要なのかということに触れられており、感動的なところも個人的にはありました。
岡本教育長	ありがとうございました。 　他はいかがでしょうか。
中野委員	先ほど教育長からお話がありました大阪府市町村教育委員会研修会に参加させていただきました。 　脳科学の研究をされている東京大学の先生の非常に面白いお話で、楽しく過ごすことができました。 　内容として感銘を受けたところを、と言いますか気づいたところですが、教育とはそもそもどういうことかといったお話の中で、親を不要とする子を育成すること、いわゆる親や先生がいなくても立派に生きていける子の育成だということで、ふと我が子を育てながらそういう視点が少し抜けていたなと思うところがありました。 　また、自発性としつけの実験映像があったのですが、ウサギが自発的に活動し出すところでドアを開け閉めしている人間を見ていると、ウサギはドアを開けるように自発的に動き出すのですが、しつけというのはそのドアを閉めさせることであるといった話で、子どもで言えばおもちゃで遊ぶことは自発的にできるけれども、おもちゃを片付けるということはしつけをしないといけない、そこは両輪で回していきましょうというお話でした。 　そしてやはりＡＩの話が度々入っていたのですが、今の大学生がＡＩを使って論文を書くことは先生方も分かっていて、そこに自分の意見や思い、あるいはその考えがきちっと入っているかどうかを踏まえて判断をしていると。ですので、もうＡＩを使う前提で今後の生徒たちを見ていった方が良いというお話がありました。 　私自身もＡＩをなかなか活用できていないので、その話を聞いて少しずつＡＩを活用していけたらなという思いもありました。以上です。
岡本教育長	はい、ありがとうございました。 　他はいかがでしょうか。
齊藤委員	「学習の流儀 - 脳とやる気 - 」という題名の講演会で、中野委員と並んでお話を聞かせていただいたのですが、「脳の仕組みがそうなっているからだ」というお話に少し元気が出たと言いますか、自分が行動できないことがあっても脳がそうなんだって思えばいいんだなという解釈をしました。最初におっしゃったことが、子どもの脳はもう大人の言うことを聞くようにはできていないと。例えば夫婦で揉めるときも、男性の脳と女性の脳が違うからだということを時々テレビや新聞で見たりしたのですが、やはりそうなんだと。脳の仕組みをすごくわかりやすく面白く、本当にお話上手で、聞いていて楽しかったので、そこを知れば家庭教育で悩んでいる方もちょっと楽になるのかなと思いました。

脳がこうなんだからと思えば、目の前の子どもに対して自分の感情を押し付けたりせず、少し楽になるのかなと思いました。人間の関わりの中で、脳の仕組みを知るということがすごく大切なのだなと学ばせてもらいました。
また、楽しいから笑うのではなく、笑うから楽しい、ということを何回かおっしゃっていて、なかなかできないことですけれども、やはり自分で先に笑う、自分の気持ちをそういうふうに持っていくことが大事なのだと教わりました。
それから、勉強はずっと同じところでしなくても、ぐるぐるリビングを歩きながらの方が覚えられる、歩くスペースがなければ電車やバスの中ですることで効率が上がるといった、子どもたちが聞いても分かるような内容だったので、動画などもたくさんアップされてるようなのでぜひ家庭教育でも取り入れられたらいいなと思いました。

岡本教育長　　ありがとうございました。それでは日程第２「教育長の報告」につきましては、以上で終了とします。

岡本教育長　　それでは、議事に入らせていただきます。

岡本教育長　　最初に、日程第３　教委報告第２号　教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更に係る市長への協議に関する臨時代理の報告について、報告理由の説明をお願いいたします。

杉谷次長　　教委報告第２号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更に係る市長への協議に関する臨時代理の報告について」、ご説明申し上げます。
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２５条第１項の規定に基づき、令和７年１月８日に岡本教育長により臨時代理を行いましたので、同条第３項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。
概要としましては、地方自治法第１８０条の７の規定に基づき、市長と協議した上で、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させており、当該補助執行に係る事務の範囲及び補助執行させる職員につきまして、「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」において定めているところでございます。
この度、体育館や運動場など、学校施設の貸出に係る予約方法が公共施設予約システムを通じた対応となることに伴い、貸出の対象となる学校施設の範囲や使用時間など補助執行の内容の一部を変更するにあたり、「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」等の一部改正を行う必要が生じましたが、施行予定日の関係上、本定例会において当該規則改正についてご審議いただく必要がございましたことから、当該規則改正の前提となる「市長との協議」について、教育長の臨時代理により決定を行い、本定例会におきまして報告を行うものでございます。
臨時代理により決定を行いました市長との協議内容につきましては、別添の資料のとおりでございます。
なお、当該「市長との協議」を踏まえた規則改正の内容につきまし

ては、この後、教委議案第５号及び第６号にてご審議いただく予定となってございます。以上でございます。
「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更に係る市長への協議に関する臨時代理の報告について」、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長　この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長　無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長　賛成全員により承認しました。

岡本教育長　次に、日程第４　教委議案第５号　大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、
日程第５　教委議案第６号　大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について、及び
日程第６　教委議案第７号　大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、
の３件を一括議題としたいと思います。

岡本教育長　理事者より順次、提案理由の説明を求めます。まず日程第４　教委議案第５号　大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

家村課長　教委議案第５号「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について」の提案理由をご説明申し上げます。
今回の改正は、公共施設予約システムをリニューアルするのに際し、補助執行の内容をシステム対応する事に伴い、運用方法の変更が必要となることから、規則の改正を行うものです。
公共施設予約システムは、パソコンやスマートフォンから公共施設の空き状況の確認や、予約ができるシステムですが、契約期間が終了する現システムを更新し、３月１日から新たなシステムで運用するため、現在作業を行っています。
今回のリニューアルに伴い、キャッシュレス決済に対応できることや、この後、議案を提出いたします、小中学校のグラウンド・体育館など、システムで予約できる施設が増えることに伴い、規則の改正が必要になる箇所があり、今回、議案を提出させていただいております。
改正点は２点で、
１点目は、実際の運用に即して、プールを削除すること。
２点目は、大東市立小中学校の施設の使用に関する条例に合わせ、貸出期間を、第１区分から第４区分までの午前９時～午後９時までの範囲に合わせるために変更することです。
順にご説明いたします。
まず１点目、補助執行に係る事務のプール利用の削除につきまして

は、プールでの事故発生を受け、管理体制の強化や安全施設の設置など、対応すべき点が多くなり、また、授業での利用以外での貸し出しについては、保健所への届け出や、基準に合った施設改修が必要なことが判明したことから、対応することが困難なため、実際の貸し出しを行わなくなったことから、削除いたします。
　次に２点目の利用範囲の変更につきましては、大東市立小中学校の施設の使用に関する条例において、使用区分は、第１区分から第４区分までと定めており、午前９時～午後９時までの利用となっておりますが、補助執行の範囲では、午前９時～午後５時までとなっているため、範囲外の時間を借りるために、教育委員会に手続きを行う必要がありました。今回、予約システムでの申請が可能になるのに合わせ、補助執行で対応する区分を条例に合わせ午後９時までの範囲に変更いたします。
　この改正により、土日・長期休暇中の運動場の貸し出しは、補助執行を受ける産業・文化部での手続きで完了し、例えば休日の午後運動場を利用したい場合に午後５時までは産業・文化部、午後５時以降は教育委員会に手続きが必要だった件が解消されます。
　以上よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育長　　続きまして、日程第５　教委議案第６号　大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

松本課長　　教委議案第６号「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明いたします。
　本件については、「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に基づく「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則に定める夜間開放事業の実施に関すること」に該当するため、議案を上程させていただくものでございます。
　教委議案第６号の１ページ目をご覧ください。
　こちらは規則改正の改め文ですが、今回の改正のポイントは大きく３点ございます。
　１点目として、夜間開放事業を実施する期間の変更でございます。
　２点目として、本規則がこの後、議案７号として説明がございます「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」をもとに規定されている規則であり、新公共予約システム導入に伴い、元となる同規則が改正されることにより、本規則も改正するものです。
　３点目として、文言等の修正でございます。
　まず、１点目の実施する期間の変更でございます。
　見え消しの方が見やすいかと思いますので、同資料の３ページをご覧ください。
　真ん中あたりにございます「１月７日から１２月２６日」を「１月４日から１２月２８日」に改正するものです。
　この理由としまして、規則ではこれまで、学校の冬休み期間に合わせた期間を定めていましたが、市役所の公休日に変更するものです。
　運用としては、これまでも事前にスポーツ振興課から対象の中学校に夜間開放が可能な日を確認したうえで利用者には予約を入れてもら

っていることから、学校やスポーツ振興課で事務の取り扱いに変更が生じるものではございません。
２点目は、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」の改正に伴う本規則の改正でございます。こちらにつきましては様式名称の変更や文言等の整合性を合わせたものが７か所程度ございます。
お時間の関係もございますことから、代表的なものをご説明いたします。
３ページの一番下をご覧ください。
「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」で、「学校施設使用許可申請書」から「大東市公共施設使用許可申請書」に改正することから、本規則においても統一するとともに、「提出」を「申請」に改正するものです。
３点目は文言等の修正で１０か所程度ございます。
こちらもお時間の関係により、代表的なものをご説明いたします。
７ページをご覧ください。
本市では他の例規においても通常「半年間」との表現ではなく、「６か月間」という表現を使用することから、他の例規と整合性を図る目的で改正するものです。
なお、説明いたしましたこれらの改正におきましては、文言等の修正が中心であり、利用者、対象の学校、原課のスポーツ振興課において事務手続きの変更が生じるものではございません。
以上が主な改正点でございます。
よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育長　　最後に、日程第６　教委議案第７号　大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

芦田総括次長　　教委議案第７号「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。
今回の改正は、本市小・中学校の体育館及び運動場の使用申請手続きにつきまして、従来の用紙申請のみの対応から、オンライン予約申請システムへ移行することに伴い、所要の改正を行うものでございます。
趣旨としましては、この改正により、申請者が、学校や市教委窓口へ行く必要性は大幅に減少し、利便性の向上に繋がるとともに、学校現場の事務軽減になることを期待するものでございます。
主な改正内容としましては、３点ございます。恐れ入りますが同資料の１７ページをご参照ください。
１点目は、規則第２条第１項中の「申請者があらかじめ学校長の承認を経ることについて省略したこと」でございます。これは、各学校の使用不可の日について、学校と市教委が事前協議を行うことにより、申請者がシステム上で確認できるようになるため、省略するものでございます。
２点目は、同条第２項において、利用申請の開始日について、従来の「使用日の属する月の１か月前」に加えて、「教育委員会が認める団体は２か月前の月の初日」との規定を追加したことでございます。

	これは、予約システム制度を導入するにあたって、これまで各学校において、定期的な施設利用を行ってきた団体等において、利用上の不利益が生じないよう、減免対象の団体等に対して、「優先利用団体」として認める趣旨でございます。 ３点目は、同条第３項から第７項にかけて、「予約システムに係る一連の手続き」について、必要な規定を定めたことでございます。 また、この予約システムの導入に伴い、各種様式について、様式の追加のほか、様式中の文言等についても所要の改正を行っております。 なお、この規則改正の施行日は、関連する例規と同じく、今年３月１日を予定しております。 以上、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明させていただきました。 なにとぞご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
岡本教育長	この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。
太田委員	プールの貸し出しをやめるということですけれども、小学校中学校ともにやめるという理解でよろしいですか。
家村課長	そういうことでございます。
岡本教育長	他にございませんでしょうか。 無いようでしたら、これから順次、採決いたします。 最初に、日程第４　教委議案第５号　大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、承認の委員は挙手願います。 【挙手全員】
岡本教育長	賛成全員により可決いたしました。
岡本教育長	次に、日程第５　教委議案第６号　大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について、承認の委員は挙手願います。 【挙手全員】
岡本教育長	賛成全員により可決いたしました。
岡本教育長	最後に、日程第６　教委議案第７号　大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、承認の委員は挙手願います。 【挙手全員】
岡本教育長	賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長	それでは、産業・文化部所管に関係する議案等はすべて終わりましたので、産業・文化部の職員は退席いただいて結構です。
岡本教育長	次に、日程第７　教委議案第８号　大東市立諸福幼稚園の今後の方針について、を議題とします。提案理由の説明をお願いいたします。
有東課長	教委議案第８号、「大東市立諸福幼稚園の今後の方針について」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 令和７年１月１４日に開催されました大東市総合教育会議におきまして、大東市長と大東市教育委員会の間で、諸福幼稚園及び南郷保育所の今後のあり方について協議がなされ、その中で、 ・令和８年度末をもって諸福幼稚園と南郷保育所を統合すること ・統合にあたり、現、南郷保育所を幼保連携型認定こども園へ移行すること という方針について、ご検討いただきました。 今回の教委議案は、教育委員会におきまして協議内容についてご議決をお願いいたしますとともに、今後、この方針に則り、統合事務を進めてまいりますことについてご承諾をいただきたく考えているものです。 既に、前述の大東市総合教育会議にてご議論いただきました内容ではございますが、再度要点につきましてご説明申し上げます。 それでは資料のご説明に入らせていただきます。教委議案第８号資料をご覧下さい。１．本市における幼稚園の現状　といたしまして、 ・少子高齢化による就学前人口の減少と子育て世帯における「共働き」の増加 ・幼稚園から保育所、認定こども園への利用のシフトが進む ・３歳児～５歳児全体に占める１号認定こどもの人数、割合の低下といった状況から、子どもの総数は減少傾向であり、特に１号認定こどもについては大きく減少している現状がございます。 これは諸福幼稚園に限らず、市内幼稚園におきましても同様の状況となっております。 続きまして、右ページ、２．検討の方向性　といたしまして、幼稚園単体での施設維持は困難であり、かつ、既に募集を行っている令和７年度新入園児の卒園までは運営を継続する観点から、諸福幼稚園のあり方について令和８年度末に、 ・南郷保育所との統合 ・単独認定こども園化 ・廃止 の選択肢が考えられるところでございます。 そうした中で、「支援を必要とする１号認定こどもの「セーフティネット」」としての役割を維持する必要性等があることから、廃止は望ましくないと認識いたしました。 続きまして、３．南郷保育所との施設統合と認定こども園化　といたしまして、民間施設の設置状況と適正配置の観点から、現諸福幼稚園の場所と比較し、南郷保育所の場所に設置することが望ましいこと、南郷保育所には調理設備があり、認定こども園化を進める設備が整っていることを総合的に勘案した結果、現南郷保育所へ施設統合し、認定こども園化することが最適であると考えるに至っておりま

す。
　これらのことから、４．今後のあり方　といたしまして、
　・令和８年度末をもって諸福幼稚園と南郷保育所を統合する
　・統合にあたり、現、南郷保育所を幼保連携型認定こども園へ移行する
という内容にて、大東市総合教育会議における方針が確認されたところです。
　以上、資料「諸福幼稚園及び南郷保育所の今後のあり方について」のご説明となります。
　本方針につきましてご議決を頂戴し、これに基づき、統合事務を進めてまいります承認をいただきたく存じます。
　何卒ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長　　この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。
　先の総合教育会議でも十分ご協議いただいた内容の確認になろうかと思います。

岡本教育長　　無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長　　賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長　　次に、日程第８　教委議案第９号「だいとう教育ビジョン２０２５」の策定について、を議題とします。提案理由の説明をお願いいたします。

浅井所長　　教委議案第９号「「だいとう教育ビジョン２０２５」の策定について」ご説明をさせていただきます。
　本議案につきましては、現教育ビジョンが策定から３年目にあたり、その取組みの成果と課題を踏まえ、本市のめざす子ども像の具現化のため、令和７年度からの新しい教育ビジョンの策定につきまして、教育委員会の議決を求めるものです。
　なお、だいとう教育ビジョンは、２０１９年の策定より、大東市の教職員が授業づくりや学級づくりの手引きとして日々活用することを大きな目的としており、教職員の日常的な活用によって保育や授業のベクトルをそろえること、と考えております。
　さて、新教育ビジョンの「だいとう教育ビジョン２０２５」でございますが、次年度の４月には市内全ての教職員へ配付予定としております。
　策定にあたっては、５名の策定委員のみなさまによる委員会を、今年度５回開催する中で、本リーフレットとしてまとめてまいりました。
　新ビジョンにつきましては、過去の教育ビジョン２０１９や２０２２を土台に、本ビジョンの活用がより推進することをねらいとして位置付けております。
　新たに本ビジョンでは、今までのビジョンでは取り入れていなかっ

た、大東市の教職員が過去に実践してきた取組みを参考にしながら、自身の授業実践に活用できるものや、子どもたちにアンケートを実施し、子どもたちの声を授業実践に活用できるものにいたしました。
　新ビジョンのサイズは現ビジョン同様Ａ５版と、Ａ４版の２つのサイズを用意しております。
　Ａ５版は、携帯用として持ち運びできるものとして、また、Ａ４版はファイリングや掲示用など、教員一人ひとりのニーズに応じた活用方法ができることをねらいとしております。また、表紙の二次元コードを活用して、電子媒体でも活用できます。
　それでは、教育ビジョンの中身につきまして、順にご説明いたします。
　表紙では、本ビジョンの内容のポイントと効果的な活用術を掲載しております。
　本ビジョンの内容のポイントを４つあげさせていただいております。
　表紙をめくっていただき、「はじめに」では、本ビジョンの活用主旨や、中央教育審議会答申において、学び続ける子どもを育てるためには、教員自身の学びが必要であることが示されていることを踏まえ、教員が主体的に目標設定し、振り返りながら指導力を育む必要性についてまとめています。
　そこで、より大東市の教員一人ひとりが、過去の大東市の授業実践や取組みを活用したり、子どもたちのアンケートから現状を把握したりすることで、具体的に保育・授業づくりの目標設定をし、実践を振り返ることができる構成といたしました。
　さらに、二次元コードを活用し、大東市内教員の誰もが活用できるＴｅａｍｓとの紐付けを行うことで、過去のデータや最新のデータを電子媒体として閲覧可能な仕様となっております。
　観音開きを開いていただいた左側のページには、大東市がめざす「協同学習」の授業構想について示しております。大東市がめざす「協同学習」と大東市版「個別最適な学び」について、定義いたしました。
　ページの下部へは、保育・授業づくりのＰＯＩＮＴを示し、チェック項目を設け、教員一人ひとりが、保育・授業づくりにおいて振り返られる仕様となっています。
　観音開き中央の２ページについては、本ビジョンの中核にあたります、教員が保育・授業づくりで意識する項目を設定する手立てとして、中央左側にアプローチ①めざす姿や理想の授業像から、ビジョンの項目を設定する方法とアプローチ②クラスの子どもたちの学びの姿や意識を、アンケート等から見取り、ビジョンの項目を設定する方法の２つの方法を示しています。
　アプローチ①では、大東市の教員が、過去に取り組んできた膨大な授業実践を参考にして「意識するビジョンの項目」を設定でき、過去の教育財産を活用できるようになっています。
　また、アプローチ②では、子ども主体の学びや授業づくりを意識できるように、子どもたちのアンケート結果等をもとにして、意識するビジョン項目を設定できるようになります。
　観音開き一番右端のページでは、教員一人ひとりの教育実践を主体的に振り返ることができるように、デジタルポートフォリオとして記

	録シートに記入できる仕様にしております。学期末には、記録シートの提出を求めることで、大東市教職員の教育実践を収集し、好事例の発信を推進していく考えです。 　また、下部には大東市が１６年間進めてまいりました「協同学習」の理念や授業づくりのポイントについて何度も繰り返し学べるように、日本協同教育学会の先生方にご協力いただき動画を作成しております。 　二次元コードを読み取ることで、何度でも学び直しができる仕様になります。 　大東市に新しく勤務される教員や他市から転勤された教員へも、大東市の授業づくりの核になる部分について何度も視聴できるものと期待しているところです。 　以上、教職員が主体的に自身の保育・授業に向き合うこと、過去の教育財産を活用しながら授業の質を高めること、子どもを主体とした授業づくりを更に推進していくため、新教育ビジョン「だいとう教育ビジョン２０２５」の策定につきまして、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。
岡本教育長	この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。
中野委員	ご説明ありがとうございました。 　この教職員さんのリスキリングの動画に関してはこの５つだけで、今後何か増えていくといったような構図になっているのでしょうか。
浅井所長	学び合う授業づくりで特に意識をしてほしい互恵的な関係づくりであるとか、めあて、流れを示すこと、責任のコーディネート、振り返りについて、何度も先生方と確認をしてきたところですけれども、そこについて特に意識をしてほしいと思い、この５点に絞って掲載をさせていただいております。
中野委員	とりあえずこの２０２５年はこの５つの動画を中心に振り返りながら、授業・学校運営に向かっていただくという解釈でいいですか。
浅井所長	大東市の授業づくりの根幹として、この５つは大事な理念であり、何度でも繰り返し学んでいただきたいと思って載せております。これからも変わらず大事な観点として、先生方に発信をしてまいりたいと思っているところです。
岡本教育長	他にありますでしょうか。
太田委員	全ての先生がビジョンの内容を理解するということが大切だということで、いわゆる携帯できるよう小さくするといったことを今までやってきたと思います。 　結果的に具体策としてやっているけれども、例えば各学校に渡ったときに、確かにその４月の段階で、このビジョンについての研修会をやっているとかやっていないとか、その辺の状況を教育委員会は把握していますか。

浅井所長	まず３月の校園長会で、「だいとう教育ビジョン２０２５」について、校長先生方にご説明をする予定にしております。 また、本ビジョンは多くのＩＣＴを活用しております。大変奥行きのある作りとなっていますので、詳しい使い方は動画にて、いつでも教員が活用できるようにしていこうと考えております。 使ってこそのビジョンであると事務局としても捉えておりますので学担研修や初任者研修はもとより、指導主事が学校に行かせていただく際にも活用を促していこうと考えているところです。
岡本教育長	よろしいでしょうか。
中野委員	一点確認ですが、例えば社内の研修でイメージすると、社員の誰が何をどれぐらい見たかということを管理しているのですが、そういった管理はされる予定でしょうか。
浅井所長	これからの予定になりますが、「実践を記録し、より良い授業へアップデート！」のところでマイポートフォリオ記録シートというのがございます。 これを学期に１回程度提出していただく予定にしております。事務局も好事例を収集していきたいと思いますので、その際には必ずこのビジョンをご覧いただくタイミングになるのかなというふうに思っております。
中野委員	二次元コードでリスキリングしながらという非常にいい取組だと思うので、ぜひどういった職員がどれぐらいの量を見て、どれだけその授業を含めた効果が出ているのかということは客観的に判断していかないと、再来年も続けて行こうかどうしようかという判断材料が必要かなと思いますので、ぜひその辺をヒアリングしながら汲み取っていただけたらなと思います。
岡本教育長	他にありますでしょうか。
太田委員	管理職の方にこれを説明するという話はありますが、そこからがどれだけ先生方に伝わるかということがものすごく気になるところです。やはりその辺は管理職に任せてはいけないと思います。教育委員会が主体となって作っているわけですから、今は中野委員が言われた、どれだけ活用しているか、どれだけ見ているのか、というところを教育委員会の方で把握する。この研修会をやったのかやっていないのかとかいうことも含めて、把握するような方向性も考えてもらえたらと思いますので、よろしくお願いします。
浅井所長	実態の把握も含めて先生方の活用がより一層進むように、こちらからも積極的に発信していくことを心がけたいと思います。
岡本教育長	他にありますでしょうか。 このビジョンは２００９年に最初のものが出まして、そこから版を重ねて学校園づくりや授業づくりに関してその理念や方向性、市としてベクトルを一つにしながら、これまで様々な実践や取組のプロセス

を経て、全体としては確かな高まりを見せていると思います。
　今後学力も含め、未来を生きる子どもたちにつけたい力の育成に向けて、さらにアップデートするためのビジョンということですが、一つ確認としまして、現行の教育ビジョンと２０２５の教育ビジョンの大きな違い、ここを明確にご説明お願いできますでしょうか。

浅井所長　　一言で言えば、先生方の日常的な活用をさらに進めるために、紙媒体だけではなく、デジタルを活用して、幅と奥行きを持たせたことです。
　２０１９、２０２２と授業づくりに焦点を当てたビジョンを策定し膨大な好事例を蓄積してまいりました。
　それをデジタル化することで、参照しながら、先生方の日常的な実践へさらに生かすことができるようになったというところが大きなメリットだと思っています。
　これまで以上に「授業をつくる・見る・語る」ときに、授業づくりのハンドブックとして使いやすくなっております。紙とデジタルの良さを併せ持ったビジョンになったと思っておりますので、より一層日常的に活用してほしいと思っております。

岡本教育長　　ありがとうございます。他よろしいでしょうか
　無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長　　賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長　　次に、日程第９　教委議案第１０号　令和７年度大東市立小学校及び中学校の管理職人事について、を議題とします。

岡本教育長　　なお、本案件につきましては、大東市情報公開条例第６条第４号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

岡本教育長　　ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

【非公開】

岡本教育長　　以上で本日の議事を終わります。

岡本教育長　　次に、日程第１０　一般業務報告について　でございます。

岡本教育長　　１番、大東市教育委員会後援事業に係る配布物の審査に関する要綱について、報告をお願いします。

杉谷次長	一般業務報告「大東市教育委員会後援事業に係る配布物の基準等に関する要綱について」、ご説明申し上げます。 本市では「大東市教育委員会奨励援助に関する規程」に基づき、事業の主催者からの申請を受けて、教育委員会の後援名義の承認を行っているところでございますが、後援事業の主催者から、申請時に大東市立小・中学校を経由してチラシ等を配布したい旨の依頼を受けることがしばしばございます。 チラシ配布の可否は各学校長の判断で行えますが、教育委員会の後援名義の承認の有無を基準にしている学校が多いと伺っております。 近年チラシの配布依頼の増加とともに、中には定員が極めて少ないものについても配布の相談が増えていることから、学校における事務負担の観点、また基準を設けることの必要性があり、学校を経由したチラシ等の配布に係る一定の基準を定めるため、「大東市教育委員会後援事業に係る配布物の基準等に関する要綱」を令和７年１月９日に制定し、公布いたしましたのでご報告申し上げます。 それでは、別添資料「大東市教育委員会後援事業に係る配布物の基準等に関する要綱」をご覧ください。 第３条（学校配布の承認）ですが、第１項におきまして、学校を経由したチラシ等の配布を希望する場合には、後援名義の承認とは別に、当該チラシ等について教育長の確認を受ける必要があることを規定しております。また、同条第３項におきましては、チラシ等の配布が認められない事例を掲げることで、学校を経由した配布の基準を示しております。 この要綱の施行期日は令和７年４月１日であり、参加申込を要する後援事業については申込受付開始日が令和７年４月１日以後のもの、参加申込を要しない後援事業については開催日が令和７年４月１日以後のものについて適用を開始いたします。 説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
岡本教育長	この件に関して、ご質問等はございませんか。
岡本教育長	以上で本日の日程は全て終了となりました。
岡本教育長	それでは、次回の日程につきまして、事務局より報告をお願いします。
北本部長	次回、３月の教育委員会定例会は３月２５日火曜日　午前１０時００分からの開催でいかがでしょうか。
岡本教育長	委員の皆さん、よろしいでしょうか。 それでは、次回は３月２５日午前１０時００分から開催することといたします。
岡本教育長	以上をもちまして、２月定例会を終了といたします。 どうもありがとうございました。 以上

令和７年３月２５日

岡本教育長

中野委員